

介護保険制度について No.1

監修 千葉県医師会理事

海村孝子^{うみむら たけこ} 医師

「介護保険制度について詳しく知りたい」というお葉書を頂戴しました。名前は知っているけれど、実際はどんな仕組みなのかわからない、という方もいらっしゃるようです。今回の情報ファクトリーは、介護保険制度について解説いたします。

介護保険制度とは？

それは、高齢者を社会全体で支え合う制度です。みなさんが安心して暮らすための仕組みが、介護保険制度なのです。市町村が運営し、40歳以上の方が加入者となって保険料を出し合い、必要に応じて介護サービスが利用できるというものです。

介護サービスを利用できる方

▼65歳以上の方

(第1号被保険者)：「介護が必要」と認定された方は利用可能です。

保険料の支払いは、市町村が徴収(原則年金から天引き)。

▼40歳から64歳までの方

(第2号被保険者)：「老化が原因とされる病気(特定疾病)※」が原因で、介護が必要であると認定された方は利用可能です。

保険料の支払いは、医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収。

○ 特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません。

※特定疾病

筋萎縮性側索硬化症・後縦靱帯骨化症・骨折を伴う骨粗しょう症・多系統萎縮症・初老期における認知症・脊髄小脳変性症・脊柱管狭窄症・早老症・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症・脳血管疾患・パーキンソン病関連疾患・閉塞性動脈硬化症・関節リウマチ・慢性閉塞性肺疾患・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症・がん末期



サービスを利用する方法

▶申請する

申請の窓口は市町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・介護保険施設でも申請、更新申請可能です)。

申請に必要なもの

- 申請書(市町村の窓口においてあります)
- 介護保険の保険証(40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です)
- ※ 申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

▶要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

○訪問調査

市町村の担当職員などがご自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活など聞き取り調査を行います。

○主治医の意見書

市町村の依頼により、主治医が意見書を作成

※ 市町村が取り寄せますので、本人が提出する必要はありません。なお、主治医がいない方は、紹介する医師の診断を受けます。

○一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定をします。

○二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

▶結果の通知

通知は申請から30日以内に届きます。

認定…要介護(要介護1～5)・要支援(要支援1・2)・非該当(自立)



このような手順で手続きをすすめていきます。次回は、「要介護度」別の利用できるサービスを解説いたします。